

クラウド型被災者支援システムの整備費、利用料等の概要について

11月16日付事務連絡
参考資料(J-LIS作成)
＜別添2＞

別紙2

・クラウド型被災者支援システムを新たに導入するに当たっては、システム整備費、利用料及びその他費用が必要となります。

費用内訳		【パターンA】 住基データをクラウド型被災者支援システムと自動連携する場合 (住民票の写し等のコンビニ交付を併せて実施する場合)	【パターンB】 住基データをクラウド型被災者支援システムと自動連携しない場合
1.システム整備に必要な費用(導入経費) (初年度のみ)(※)		10,000千円～15,000千円程度 ・緊急防災・減災事業債の活用が可能(令和7年度まで) ・マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置(1/2)あり(令和4年度導入分のみ)	0～数百万円程度 ・緊急防災・減災事業債の活用が可能(令和7年度まで)
2.整備後に必要な費用 (※)	(1) クラウド型被災者支援システム利用料 (毎年)	団体基礎額185千円+団体人口比例額(人口×10円/人)	
	(2) コンビニ交付サービスの運営負担金 (毎年)	350千円/年～9,880千円/年(団体の規模等による) (町村については初年度は0円) <small>・マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置(1/2)あり(令和4年度導入分のみ(令和6年度まで))</small>	690千円/年～9,880千円/年
	(3) コンビニ等事業者への委託手数料 (従量課金制)	罹災証明書の交付枚数(107円/枚)(予定*)、 住民票と印鑑証明書の交付枚数(117円/枚) <small>・後者についてマイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置(1/2)あり(令和4年度導入分のみ(令和6年度まで))</small>	罹災証明書の交付枚数(107円/枚)(予定*)
	(4) その他費用	証明書発行機能等の利用料 (住民票と印鑑証明書のコンビニ交付枚数(180円/枚)) 等	SE支援作業費(CSV作成費用等) ※住基ベンダー等に支払う費用 等

(※)1、2(1)～(4)について、「令和3年度新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金」の活用も可能。
赤字部分は追記箇所。その他地方財政措置についても検討中。

* 団体側で罹災証明書の交付手数料を定め徴収する場合は、117円/枚

・自治体の費用負担の例

＜前提＞令和4年10月から利用開始をした場合の団体規模別の費用例(2.(3)、2.(4)の費用は含んでおりません。)

【パターンA】

団体規模	令和4年度 ＜ 1 + 2.(1) + 2.(2) ＞	令和5年度～ ＜ 2.(1) + 2.(2) ＞
5千人の町村	12,888千円 (うち特交措置は6,385千円程度)	585千円 (うち特交措置はR6まで175千円程度)
1万人の市	11,228千円 (うち特交措置は5,543千円程度)	2,165千円 (うち特交措置はR6まで940千円程度)
3.5万人の市	11,318千円 (うち特交措置は5,525千円程度)	2,755千円 (うち特交措置はR6まで1,111千円程度)
8.5万人の市	9,903千円 (うち特交措置は4,693千円程度)	3,765千円 (うち特交措置はR6まで1,365千円程度)

【パターンB】

団体規模	令和4年度 ＜ 1 + 2.(1) + 2.(2) ＞	令和5年度～ ＜ 2.(1) + 2.(2) ＞
5千人の町村	463千円+数百万円	925千円
1万人の市	1,253千円+数百万円	2,505千円
3.5万人の市	1,378千円+数百万円	2,755千円
8.5万人の市	1,883千円+数百万円	3,765千円

費用は見込みです。詳細は「＜別添2＞クラウド型被災者支援システムの整備費、利用料等の概要について」をご覧ください。